

隠匿による死体遺棄について

濱 田 新

<目次>

- I はじめに
- II 隠匿事例における遺棄該当性判断
- III ベトナム人技能実習生死体遺棄事件と裁判所の判断
- IV ベトナム人技能実習生死体遺棄事件の検討
- V おわりに

I はじめに

ベトナム人技能実習生が、妊娠すると強制的に帰国させられるとの噂を信じて、妊娠を周囲に隠したまま出産し、えい児の死体を段ボール箱に入れて、寮の敷地内に埋めた事件¹に関して、広島地判令和4年5月31日（LEX/DB 25592794）は、「犯行前後において、被告人が一貫して妊娠・出産の事実を隠す行動に出ていることからすれば…土中に埋めた主たる目的は出産の事実を隠すことにあったと認められる」と判示し、土に埋めた行為につき、死体遺棄罪（刑法190条）の成立を認めた²。

上記広島の事件と同じ時期に、別のベトナム人技能実習生が寮で出産後、えい児2名の死体を、段ボール箱に入れた上、寮の自室内に置いたという事件（ベトナム人技能実習生死体遺棄事件）が発生した。本事件では、広島の事件と異なり、土に埋めるという死体の終局的処分は行われていない。死体を段ボール箱に入れて置いたという行為（死体の終局的処分とはいえない行為）が、死体遺棄罪に該当するかどうか争われた。

¹ 事件に関する新聞記事として、読売新聞2020年11月14日大阪朝刊。

² 評釈として、和田俊憲「判批」法学教室507号（2022）143頁。

最判令和5年3月24日（裁判所ウェブサイト）は、死体遺棄罪における「遺棄」を「習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為」と説明した上で、「被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自体がいまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められない」と判示した。本判例は、最高裁として死体遺棄罪の遺棄の意義を明らかにした点、行為の客観面を重視して遺棄該当性を判断した点で、重要な判例といえる。また、死体の終局的処分とはいえない行為について、死体のこん包方法を考慮して遺棄該当性を否定した点も注目に値する。

従来、隠匿が認められてきた判例・裁判例は、死体の終局的処分事例であったが、近時の裁判実務では、ベトナム人技能実習生死体遺棄事件のように、死体の終局的処分とはいえない行為が死体遺棄にあたるとして起訴される例があらわれている。学説でも、死体の終局的処分とはいえない行為が隠匿にあたるかどうかについて活発に議論されるようになってきている。近時の実務・学説の状況に鑑みると、終局的処分とはいえない行為が遺棄にあたる場合、あたらない場合について具体的に整理・検討することには意義があるように思われる。

本稿では、近時の裁判例・議論を参照し、死体の終局的処分とはいえない事例では、どのような場合に隠匿による遺棄にあたるのか明らかにする（Ⅱ）。その上で、ベトナム人技能実習生死体遺棄事件に関する裁判所の判断を紹介し（Ⅲ）、同事件では遺棄が認められるのかを検討する（Ⅳ）。

Ⅱ 隠匿事例における遺棄該当性判断

1 死体の終局的処分事例

以下では、まず、死体遺棄罪における隠匿概念や、典型的な隠匿事例（死体の終局的処分事例）を確認する。

死体遺棄罪の保護法益は、死者に対する宗教的感情や、敬虔感情であると

され、「遺棄」とは「習俗上の埋葬等とみられる方法によらないで死体等を放棄すること」³をいうとされる。隠匿も、遺棄に含まれる⁴。死体の隠匿が遺棄に含まれる理由は、死体の発見を困難にする状況を作出した場合、適時適切な埋葬の時機を逸する可能性があり、宗教感情を害するからである⁵。危険犯としての性格上、埋葬時機を逸する可能性があればよく、実際に埋葬時機を逸するほどの期間が経過することは必要ないとされる⁶。死体の発見が困難な状況を作出すことによって、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」⁷といえるならば、隠匿による遺棄にあたると解される。なお、隠匿は、埋葬義務者による埋葬の妨害と説明される場合もあるが⁸、わざわざ埋葬妨害と説明する必要はないとの指摘もある⁹。埋葬妨害の本質は、埋葬義務者による義務の履行を阻害するという側面にあるのではなく、阻害の結果、死体が埋葬されずに腐敗していくがままになる可能性を高める点にある、というのである¹⁰。このような指摘をふまえると、隠匿には埋葬妨害的性格があるとしても、遺棄該当性判断の際は、発見困難化状況の作出によって「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえるかどうかを検討すれば足りると思われる。

隠匿が認められた判例・裁判例として、死体を屋内床下に運び隠匿した事

³ 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第9巻〔第3版〕』（青林書院・2013）245頁（岩村修二）。

⁴ 岩村・前掲注（3）246頁。

⁵ 伊藤嘉亮「判批」刑事法ジャーナル69号（2021）245頁以下、山中友理「死体遺棄罪における『遺棄』の一態様としての『隠匿』について」山口厚ほか編『実務と理論の架橋—刑事法学の実践的課題に向けて—』（成文堂・2023）414頁参照。

⁶ 伊藤・前掲注（5）248頁。

⁷ 杉本一敏「判批」法学教室502号（2022）120頁参照。

⁸ 川端博「判批」芦部信喜＝若原茂編『宗教判例百選〔第2版〕』（有斐閣・1991）215頁、松原芳博「死体遺棄罪における作為と不作為—隠匿類型と不埋葬類型を中心として—」東洋法学66巻3号（2023）194頁以下等参照。

⁹ 松尾誠紀「判批」刑事法ジャーナル75号（2023）36頁。

¹⁰ 松尾・前掲注（9）34頁。同「死体遺棄罪における保護法益の実質とその成否判断—死体の新たな遺棄の有無を題材に—」北大法学論集72巻5号（2022）59頁以下も参照。

例（最判昭和24年11月26日刑集3巻11号1850頁）、死体を押入れ内の最も奥の布団と板壁との間に落とし込むように入れて、その死体の上にマットレスをかぶせて覆い、外部から容易に発見し得ないように隠匿した事例（東京高判昭和56年3月2日高刑速（昭56）108頁）、死体を納戸の洋タンス内に入れ、目張りをする等して、死体を室内の洋タンス内に隠匿していた事例（東京地八王子支判平成10年4月24日判タ995号282頁）等がある。床下、押入れ、洋タンス等にいれる行為の持つ意味が、（土に埋める行為のような）死体の終局的処分であると認められたため、隠匿と認定されたと評価されている¹¹。死体を隠す行為が、死体の終局的処分といえる場合、行為そのものが、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為」と解されるから、遺棄にあたると考えられる。

上記判例・裁判例は、死体の終局的処分事例であるが、近時、死体の終局的処分とはいえない行為が、死体遺棄にあたるとして起訴される事例が登場している。次に紹介する福岡死体運搬事件や、冒頭で述べたベトナム人技能実習生死体遺棄事件等である。

2 死体の終局的処分とはいえない事例

(1) 福岡死体運搬事件

福岡死体運搬事件は、自動車の後部座席で死亡した者を積載した状態で、車を走行させて死体を運搬したという事案である。死亡の経緯について口裏合わせをする時間稼ぎ目的で約1時間ほど走行し、最終的に119番通報がなされた。本事件では、運搬行為（死体の終局的処分とはいえない行為）が隠匿にあたるかどうか、問題になっている。

福岡地裁は、死体の運搬行為につき、隠匿に該当しないと判断した¹²。福岡高裁は、走行中の本件車両内で死亡するに至ったことを指摘し、「本件の

¹¹ 山中・前掲注（5）419頁以下参照。

¹² 福岡地判令和3年1月21日（裁判所ウェブサイト）。評釈として、高橋直哉「判批」法学教室489号（2021）170頁、伊藤・前掲注（5）244頁。

死体を運搬した行為により、死体発見の困難性が一定程度増したとしても、その程度はわずかであり、時間的にも短時間であるから、それが宗教風俗上、死体の処置に関し、許容されない程度に至ったとはいえない」として、死体遺棄罪の成立を否定した¹³。本事件では、死体発見の困難性の程度が小さく、そもそも発見困難化状況の作出が認められないといえる。

また、高裁は、次のように判示している。「死体を埋めたり捨てたりして遺棄する際に死体が運搬されることは少なくなく、そのような場合には、死体の運搬行為も実行行為に含まれることがある。しかしながら、それは遺棄を目的として死体の運搬がなされるからであり、最終的な死体の処置方法（遺棄）を確定した上で運搬行為を行った場合に運搬行為が遺棄と評価されるのは、運搬行為が遺棄の手段と評価されるためであって、死体運搬自体が隠匿行為となるというわけではない。本件では最終的な死体の処置は119番通報となり、遺棄されるには至らなかったのであって、その間の運搬行為を遺棄の手段と評価することはできない」。判示の趣旨は、「遺棄」ではない行為に向けた手段としての行為が「遺棄」になるわけがない、ということであろう¹⁴。福岡高裁は、このような観点から、隠匿による遺棄の成立範囲を限定的に解釈しているといえる。

(2) 学説

福岡死体運搬事件を契機に、死体の終局的処分とはいえない行為が隠匿にあたり得るのか否かについての議論が、活発になっている。

ある見解は、発覚を恐れて密かに死体を運搬したとしても、「事態は依然として流動的」であり、運搬の段階で既に隠匿にあたるわけではないとし、埋葬を困難にするほど長時間にわたり走行し続ける場合は、隠匿にあたるとする（学説①）¹⁵。

¹³ 福岡高判令和3年6月25日（高刑集73卷1号6頁）。評釈として、杉本・前掲注（7）120頁。

¹⁴ 松尾・前掲注（9）36頁参照。

また、程度および時間的な観点から、隠匿該当性を判断する見解がある（学説②）¹⁶。習俗上求められる期間内に埋葬することを不可能又は困難ならしめるという行為態様や死体の状態に基づく隠匿の程度および、時間的な要件によって、隠匿該当性を判断するという¹⁷。程度としては、死体を土中に埋めて放棄する場合のように終局的処分といえるもので、保護法益の観点から見ても宗教感情、敬虔感情を害する危険性があったといえる程度のものであることが必要であると、時間的な要件として、終局的な死体の処分に至っていることが確実といえるほどの時間の経過を要するとする¹⁸。

隠匿の判断にあたり、行為者の主観面に着目する見解もある（学説③）¹⁹。同説によれば、行為の客観面のみで死体遺棄罪が予定する危険性を認定できる事案と、行為者の主観面をも考慮してはじめて死体遺棄罪が予定する危険性を認定できる事案があり、後者の例として、短時間死体を運搬した事例が挙げられている。福岡死体運搬事件のように、口裏を合わせるための時間稼ぎ目的で運搬したのであれば、短時間のうちに行為が終了する可能性があり、埋葬の時機を逸する可能性があったとはいえないから隠匿にはあたらない。一方、逮捕や訴追を免れる目的で運搬したのであれば、その後のさらなる行為を予定するものであり、宗教感情を害するおそれの高いものであったと評価できるとする²⁰。

以上のように、学説①～③は、事態が依然として流動的な段階であることや、隠匿の程度や隠された期間、行為者の意図等を考慮して、隠匿該当性を否定する余地を認めている。

¹⁵ 高橋・前掲注（12）170頁。

¹⁶ 山中・前掲注（5）424頁。福永俊輔「判批」新・判例解説 Watch32号（2023）177頁も参照。

¹⁷ 山中・前掲注（5）424頁。

¹⁸ 山中・前掲注（5）424頁以下。

¹⁹ 伊藤・前掲注（5）248頁。

²⁰ 伊藤・前掲注（5）248頁。

(3) 死体の終局的処分とはいえない場合の遺棄該当性判断について

学説②は、客観的要素に基づいて遺棄の成立範囲を限定する点で、注目に値する。ただ、終局的な死体の処分に至っていることが確実といえるほどの時間が経過していない場合は、常に隠匿にあたらないというのであれば、疑問がある。学説①が指摘するように、時間の経過によってはじめて隠匿が認められる事例はあり得るものの²¹、隠匿を認めるにあたり、時間の経過は常に必要ではないように思われる。

学説③は、事案によっては行為者の意図を考慮し得るとするが、「隠匿」の成否は、客観的要素に基づいて決定されるべきであろう²²。ただ、同見解は、「問責対象行為の外観・態様からだけでは遺棄該当性を判断しにくい場合には、死体をぞんざいに扱う被告人らの意図・目的が読み取れ、死体がぞんざいに扱われていると一般人が感じる状況が形成されてはじめて、一般の敬虔感情を害するおそれが生じ、遺棄該当性が肯定されることになる」と指摘しており²³、死体の扱い方という客観的要素に着目する余地を認めている。

確かに、行為者が死者を丁重に扱っている場合は、遺棄と評価することはできないように思われる。隠匿による遺棄といえるかどうかを判断する際には、客観的な死体の扱い方を考慮すべきであろう。行為者が死者を丁重に扱っている場合は、死体その後習俗上の葬祭の過程にのる可能性があるといえるから、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」と評価することはできないが、行為者が、死体を丁重に扱っているとはいえない場合は、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」と解することができよう。例えば、死体を丁重にこん包して自室に置いた場合は、遺棄にあたらないが、単に死体をビニール袋や段ボール箱等に入れて自室に置いたにすぎない場合は、丁重な扱いとはいえず、遺棄にあ

²¹ 松尾・前掲注(9)37頁も参照。

²² 山中・前掲注(5)417頁。

²³ 伊藤・前掲注(5)249頁。

たり得る。なお、行為者が葬祭義務者か、それ以外の者かによって、判断方法は変わらないと考える。

以下では、ベトナム人技能実習生死体遺棄事件に関する裁判所の判断について紹介した後に（Ⅲ）、被告人（葬祭義務者）の行為が遺棄にあたるかどうか、検討することにした（Ⅳ）。

Ⅲ ベトナム人技能実習生死体遺棄事件と裁判所の判断

1 事実関係

以下は、最高裁判決の「本件の事実関係」から引用したものである。

被告人は、来日して技能実習生として働き、受入会社が用意した家屋（以下「寮」という。）で生活していたところ、自分が妊娠していることを知ったものの、そのことを周囲の者に言わず、医師の診察を受けなかった。被告人は、令和2年11月15日午前9時頃、寮の被告人の居室（以下「自室」という。）内で、本件各えい児を出産したが、いずれも遅くとも出産後間もなく死亡した。被告人は、少し休んだ後、自室において、本件各えい児の死体を、タオルで包み、段ボール箱に入れ、その上に別のタオルをかぶせ、更に被告人が付けた本件各えい児の名前、生年月日のほか、おわびやゆっくり休んでくださいという趣旨の言葉を書いた手紙を置いてその段ボール箱に接着テープで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れ、接着テープで封をしてワゴン様の棚の上に置いた。

被告人は、同月16日、妊娠の可能性を聞いた監理団体の職員等に連れられて病院で受診し、医師から検査結果を示され、同日午後6時頃、赤ちゃんの形をしたものを産んで埋めた旨話したため、同月17日、寮の捜索が行われ、前記の状態 で置かれた段ボール箱の中から本件各えい児の死体が発見された。

2 裁判所の判断

(1) 1審判決

熊本地判令和3年7月20日（裁判所ウェブサイト）²⁴は、被告人が、出産したえい児2名の死体を段ボール箱に入れ、自室に置き続けた行為について、次のように判示して、死体遺棄罪にいう「遺棄」にあたることを認めた（被告人を懲役8月、3年間執行猶予に処した）。「被告人は、死産を隠すために、えい児を段ボール箱に二重に入れ、外から分からないようにした。そして、回復したら誰にも伝えず自分で埋葬しようなどと考え、1日以上にわたり、それを自室に置きつづけた。これらの行為は、被告人に埋葬の意思があっても、死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備ではないから、国民の一般的な宗教的感情を害することが明らかである。したがって、被告人がえい児を段ボール箱に入れて保管し、自室に置きつづけた行為は、刑法190条の遺棄にあたる」。

(2) 控訴審判決

福岡高判令和4年1月19日（裁判所ウェブサイト）²⁵は、被告人の行為を、作為（えい児の死体を、段ボール箱に入れた上、自室内に置いた行為）と、不作为（えい児の死体の葬祭義務を負う被告人が、それらの死体を1日以上にわたり葬祭を行わずに自室内に置いたままにした行為）に区別した上で、それぞれ死体遺棄にあたるかどうか、判断した。

福岡高裁は、被告人の行為は、不作为による死体遺棄にあたらないとしたが、死体を、段ボール箱に入れた上、自室内に置いたという作為について

²⁴ 評釈として、福永俊輔「判批」西南学院大学法学論集54巻2号（2022）143頁。

²⁵ 高裁判決に対する評釈・論考として、大庭沙織「判批」法学セミナー（2022）815頁、福永俊輔「判批」西南学院大学法学論集55巻2号（2022）109頁、同・前掲注（16）175頁、十河太郎「判批」法学教室508号（2023）132頁、山中・前掲注（5）411頁、松宮孝明「『他者による葬祭可能性の減少』と死体遺棄—福岡高判令和4・1・19の問題点について—」立命館法学404号（2023）1頁、松原・前掲注（8）191頁、松尾・前掲注（9）29頁、石黒大貴「技能実習生孤立死産『死体遺棄』事件—孤立出産に対する懲罰的態度から福祉への転換に向けて—」法学セミナー820号（2023）31頁等。

は、以下のように述べて、死体遺棄罪にいう「遺棄」にあたるとした。

「死体について一定のこん包行為をした場合において、その行為が死体遺棄罪にいう『遺棄』に当たるかどうかを判断するに際しては、その行為が死体遺棄罪の保護法益である死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するものであるかどうかを検討する必要がある。その行為が外観からは死体を隠すものに見え得るとしても、習俗上の葬祭（以下、単に『葬祭』という。）を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものであれば、その行為は、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するものではなく、『遺棄』に当たらないから、被告人が現にした行為がそれらを害するものであるかどうかを判断するに当たって事後の死体の取扱いについての意図を考慮することは、誤りではない」。

「被告人が現にした本件作為は、葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものではなく、本件各えい児の死体を隠匿する行為であって、他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作成するものといえる」。被告人の行為は、死体を段ボール箱に二重に入れ、接着テープで封をし、自室の棚の上に置いたというものである。段ボール箱の周りには死体が入っていることをうかがわせる物を一切置いていなかった。「そのため、本件段ボール箱は、外観上、棚の上に置かれたこん包済みの荷物にしか見えず、その中に死体が入っていることは推測できない状態で置かれていた。このような態様で死体をこん包することは、火葬や埋葬を行ったり、その過程で死者を弔う儀式を行ったりする上で通常必要なことではない」。

「被告人の上記行為は、本件各えい児の死体について、他者により適切な時期に葬祭が行われる可能性を著しく減少させたという点において、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するものといえる」。

(3) 最高裁判決

最判令和5年3月24日（裁判所ウェブサイト）²⁶は、原判決及び第1審判決を破棄し、被告人は無罪と判示した。

「刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作出する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある」。「前記…の事実関係によれば、被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自体がいまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないから、刑法190条にいう『遺棄』に当たらない。原判決は、『遺棄』についての解釈を誤り、本件作為が『遺棄』に当たるか否かの判断をするに当たり必要な、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点からの検討を欠いたため、重大な事実誤認をしたものというべきである」。

3 裁判所の判断に対する評価

(1) 1審判決について

地裁は、被告人が、死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬する意思であったことを重視して、遺棄にあたると評価している。1審判決に対し、学説は、私的埋葬が、死体遺棄罪にいう「遺棄」に該当する蓋然性のある行為

²⁶ 評釈・論考として、石黒・前掲注(25)37頁、嶋矢貴之「死体遺棄罪」法学教室514号(2023)36頁。

だとしても、その前段階の行為である「私的埋葬の準備行為」も当然に「遺棄」にあたるというわけではなく、行為それ自体に法益侵害性があるかが問われなければならないと批判する²⁷。また、本事件の高裁も「現にした行為だけを見れば『遺棄』に当たるとはいえない場合に、その行為について、被告人が、事後に本件各えい児の死産を他者に隠したまま自身でそれらの死体を埋葬する意思でしたことを考慮し、それが私的に埋葬するための準備であることを理由として『遺棄』に当たると認めることは、実質的には予備に当たる行為を死体遺棄罪で処罰することに等し」と判示している。

(2) 控訴審判決について

(i) 葬祭の準備又はその一過程の行為

高裁は、習俗上の葬祭を行う準備、葬祭の一過程の行為であれば、その行為は、死者に対する一般的な宗教的感情や敬虔感情を害するものではなく、「遺棄」にあたらぬとする。埋葬に向けた行為であれば遺棄該当性は否定されるとする高裁の説示は、妥当なものとして評価されている²⁸。例えば、納棺もいわば死体のこん包行為と言い得るものの、習俗上の葬祭の一過程として行われたものであり、宗教感情・敬虔感情を害さないとされる²⁹。

しかし、高裁の遺棄を否定する基準は、曖昧であるという批判がある（批判①）。多種多様な葬祭のあり方のもとでは、「葬祭の準備」という基準自体、解釈基準として非常に不明瞭である³⁰、何が「葬祭の準備ないし一過程」という基準は、流動的であって、不当な結論に至る恐れがある³¹、という。

²⁷ 福永・前掲注（24）153頁以下参照。なお、私的埋葬自体が死者に対する公衆の敬虔感情を直ちに害するものとはいえないから、私的埋葬の意図を伴うことによって、本件作為の性質が法益侵害的なものに転化することはないという批判も示されている（松原・前掲注（8）207頁参照）。

²⁸ 松尾・前掲注（9）35頁。

²⁹ 福永・前掲注（25）132頁。

³⁰ 石黒・前掲注（25）36頁。

³¹ 松宮・前掲注（25）21頁。

また、被告人の行為は葬祭の準備等にはあたらないとした高裁の結論にも、疑問が提起されている（批判②）。えい児をタオルで包んで箱に入れたことは、ベトナム人が死者に死装束を着せ、棺桶に入れるときと同様の行為と評されるのであるから、本件における被告人の行為は、まさに葬祭の準備ないし一過程としての行為にあたるともいえる、という³²。また、えい児の死体を紙製の箱に入れることは、産婦人科においても行われている行為であり、遺体を棺に納める行為と同視できるという指摘もある³³。

(ii) 隠匿による遺棄

高裁は、埋葬妨害という枠組みで検討しているが、本件は被告人が葬祭義務者であるため、葬祭の履行義務の放棄³⁴や、葬祭の懈怠³⁵にあたるかを検討すべきであったと指摘されている（批判③）。本事件について、葬祭の履行義務の放棄の有無を検討する立場は、「本件作為の段階では事態はなお流動的であり、思い直して適時適切な埋葬を行う可能性は十分残されている」こと等から、本件作為に遺棄該当性は認められないとし³⁶、葬祭の懈怠を検討する見解は、葬祭義務を履行すべき相当の期間が経過したとはいえないため（1日と約9時間という短時間で死体が発見されている）、葬祭の懈怠は認められないとする³⁷。

また、埋葬妨害という判断枠組みで本件を検討したとしても、被告人の行為は隠匿にあたらないと指摘されている（批判④）。本件では孤立出産後、死体を箱に入れ、一人暮らしの居室の棚（目立つ場所）に置いたというもの

³² 松宮・前掲注（25）16、17頁。

³³ 弁護人はこのように主張し、好意的な見解として、山中・前掲注（5）429頁以下。

³⁴ 福永・前掲注（16）177頁。なお、不埋葬を確定的にする作為が「遺棄」にあたるとする見解として、松原・前掲注（8）194頁。

³⁵ 松宮・前掲注（25）17頁。

³⁶ 福永・前掲注（16）177頁。なお、松原・前掲注（8）208頁は、本件はえい児を土に埋める等といった行為とは異なるものであり、不埋葬を確定的にする行為とはいえないとする。

³⁷ 松宮・前掲注（25）17頁以下。

であり、「こん包行為の前後で死体発見の困難性に実質的な変化はない」³⁸というのである。隠匿の程度や時間的観点を重視する見解も（上述の学説②）、本件行為は、死体の終局的処分とは認められず、適時適切な埋葬を妨げるほどの時間が経過したとは言い難いとして、隠匿該当性を否定している³⁹。

(3) 最高裁判決について

(i) 本判決の意義

最高裁は、刑法190条の保護法益が、死者に対する一般的な宗教的感情や敬虔感情であることを前提に、「習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たる」とした。本判例は、最高裁として、死体遺棄罪の遺棄の意義を説明したものであり、注目に値する。遺棄の定義は、従来の一般的な理解による定義とほぼ同様といえる⁴⁰。

最高裁は、「隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある」とした。上述のとおり、多種多様な葬祭のあり方のもとでは、「葬祭の準備又はその一過程」という基準は曖昧であるという批判があるが（上述の批判①）、最高裁は、「習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否か」という観点を示すことで、葬法の多様性との衝突を避けたといえる⁴¹。また、高裁の判決は、「葬祭の準備ないし一過程でない行為であればすべて死体『遺棄』に当たるかのような判示」である点で、疑問が提起されていたところであるが⁴²、最

³⁸ 福永・前掲注（16）178頁。松原・前掲注（8）208頁も、発見困難化の程度について、より具体的に検討する必要があると指摘する。

³⁹ 山中・前掲注（5）431頁。

⁴⁰ 嶋矢・前掲注（26）39頁。

⁴¹ 石黒・前掲注（25）37頁。

⁴² 松宮・前掲注（25）16頁。

高裁の判示によれば、「葬祭の準備又はその一過程の行為」ではないとしても、遺棄が否定される余地がある。この点を明確にした本判決は、妥当である。

最高裁は、「行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等」を遺棄該当性の判断要素として挙げている。地裁は、死産を隠した私的に埋葬する意図であったことを重視して、死体遺棄罪の成立を認めたが、最高裁の判決文には、被告人の意図に関する言及はない（「本件の事実関係」にも記載されていない）。最高裁が、客観的要素に基づいて、隠匿による遺棄にあたるかどうかを判断した点は、支持に値する。

また、最高裁が、死体を段ボール箱に入れて置いたという行為（死体の終局的処分とはいえない行為）について、死体のこん包方法等を考慮して、遺棄該当性を否定した点も、注目に値する。本事件同様、死体をタオル等に包み、巾の品を添え、死体を箱に入れて自室に置いた場合、遺棄にあたらないと解されよう。一方、箱の中には死体のほか何も入っていない場合は、遺棄と評価される余地があると考えられる。

(ii) 残された問題

判決文の「本件の事実関係」には、死体を置いた時点から発見されるまでの日付が記載されているが、最高裁は、「行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等」（傍点筆者）と判示したにすぎず、短期間のうちに死体が発見されたという事実が考慮されたのかどうかは判然としない。隠した期間の短さが、遺棄該当性を否定する要素になり得るのか、という点は、今後明らかにされるべき問題といえる⁴³。

判決文の「葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観

⁴³ 福岡死体運搬事件の福岡高裁は、「隠匿による死体遺棄罪が成立するには…死体発見の困難さが、その程度においても、時間的にも、死者を悼み、適時適切な埋葬を妨げるに足りるものであることが必要である」と判示しており、死体遺棄罪の成立について時間に関する限定を付したと指摘されている（松原・前掲注（8）200頁以下）。

点から検討しただけでは足りず」という書きぶりからすると、最高裁は「葬祭の準備又はその一過程の行為」という観点自体を否定しているわけではない。埋葬等の一環といえれば当然に処罰されないと解される⁴⁴。ただ、「葬祭の準備又はその一過程の行為」といえるかどうかは曖昧であるという批判があり（上述の批判①）、今後基準の具体化が必要であろう。死体がこん包された事例では、高裁判決が示すように、こん包の外形、置いた場所等を考慮すべきである⁴⁵。

最高裁判決の「行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等」という判断要素は、死体がこん包された事例に関するものである。死体がこん包されていない事例等ではどのように判断されるのか、今後検討する必要があるといえよう。

Ⅳ ベトナム人技能実習生死体遺棄事件の検討

以下では、Ⅱで示した隠匿による遺棄の判断方法と、Ⅲで得られた知見をもとに、被告人の行為が、隠匿による遺棄にあたるのか、検討する。本件では、被告人が葬祭義務者であることに着目し、葬祭の履行義務の放棄や、葬祭の懈怠があったかどうかを検討すべきであるとする見解もある（上述の批判③）。このような立場によれば、葬祭義務者が死体を隠したとしても、葬祭の履行義務の放棄や、葬祭の懈怠といえない場合には、「遺棄」にあたらない。しかし、葬祭の履行義務の放棄や葬祭の懈怠に先立って、死体の発見を困難にする状況を作成し、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえる場合、その作為を隠匿による遺棄と認めるべきであろう。

⁴⁴ 嶋矢・前掲注（26）39頁。

⁴⁵ なお、高裁判決は、被告人の意図を考慮することは誤りではないとするが、現時点では、「葬祭の準備又はその一過程の行為」にあたるかどうかの判断の際には、客観的要素を重視するべきであると考えている。葬祭義務者の意図を考慮し得るかどうかという点については、今後の課題としたい。

1 発見困難化状況の作出の有無

死体の発見が困難な状況が作出されていない場合、隠匿による遺棄は問題にならない。そこで、まず、被告人の行為によって、死体の発見が困難な状況が作出されたのかどうか、確認する。

被告人は、孤立出産後、死体を箱に入れ、一人暮らしの居室の棚に置いたというものであり、死体発見の困難性に実質的な変化はないという指摘もある（上記の批判④）。しかし、最高裁は、被告人の行為は、「死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作成したものである」と指摘している。最高裁判決文の「本件の事実関係」を参照すると、被告人の住居は「会社が用意した家屋」とされている。本件家屋は、他者の立ち入りが一切予定されていない場所とはいえず、死亡したえい児を段ボールに入れてこん包した行為は、発見困難化状況の作出といえるであろう。箱を目立つ場所に置いたとしても、その箱がこん包済みの荷物に見える以上、発見困難化状況の作出自体は否定できないであろう。

2 葬祭の準備又はその一過程の行為といえるか

被告人は発見困難化状況を作成しているが、死体の終局的処分の意味を持つ行為とはいえない。死体の終局的処分とはいえない場合、被告人の行為が、「葬祭の準備又はその一過程の行為」といえるのか検討する。「葬祭の準備又はその一過程の行為」といえる場合は、隠匿による遺棄にはあたらない。

死体がこん包された事例で、「葬祭の準備又はその一過程の行為」にあたるかどうか判断する際には、こん包の外形や置いた場所を考慮するべきである。「葬祭の準備又はその一過程の行為」にあたる例として、習俗上死者を納める形態でこん包し、葬祭の過程で利用される場所に置いた場合が考えられる⁴⁶。習俗上死者を弔うための場所に置く場合には、こん包の外形は、習

⁴⁶ 葬祭の過程で通常考え難い場所に棺を置く場合、「葬祭の準備又はその一過程の行為」とはいえないであろう。

俗上死者を納める形態に近いものでも足りるであろう⁴⁷。

本件のこん包の外形は、接着テープで封をされた段ボール箱であり、こん包済みの荷物にしか見えない⁴⁸というものである。荷物にしか見えない、本件のこん包行為は、習俗上の葬祭の準備行為といい難いように思われる。また、箱を置いた棚の周囲には、死者を弔うための物等が設置されていなかったというのであれば⁴⁹、習俗上死者を弔うための場所に置いたとはいえない。本件被告人の行為を納棺と同視する見解もあるが（上述の批判②）、被告人の行為を「葬祭の準備又はその一過程の行為」にあたると解することは、難しいように思われる。

3 適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出たか

「葬祭の準備又はその一過程の行為」とはいえない場合、直ちに遺棄にあたるわけではない。発見困難化状況を作出した際の死体の扱い方を考慮し、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえるのか検討する。行為者が死体を丁重に扱う場合、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」とはいえないが、行為者が死体を丁重に扱っているとはいえない場合は、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえる。

本件における死体の扱い方をみると、死体は段ボール箱に入れられ、接着テープで封をされていたとされる。この点は、死体の扱いの判断において否定的要素であると思われる。しかし、箱の中のえい児の死体はタオルで包まれ、被告人が付けたえい児の名前、生年月日のほか、おわびやゆっくり休んでくださいという趣旨の言葉を書いた手紙が入っていた。死体がタオルで包

⁴⁷ 例えば、棺ではない単なる箱に、死体をこん包したとしても、死者を弔うための場所にそれを置いた場合には、場所の特殊性を考慮することにより、葬祭の一過程の行為と評価し得るであろう。

⁴⁸ 高裁判決参照。

⁴⁹ 高裁判決によると「本件段ボール箱の周りには、その中に死体が入っていることをうかがわせる物を一切置いていなかった」という。

まれ、死者を弔う品も添えられていた点を重視するならば、行為者は死体を丁重に扱っていると評価することは可能であろう⁵⁰。被告人は、発見困難化状況を作出しているが、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」とまではいえず、遺棄にあたらないと判断できる⁵¹。

V おわりに

最後に、本稿で示した内容を簡単に整理しておきたい。

死体の発見が困難な状況を作出することによって、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえるならば、隠匿による遺棄にあたると解される。発見困難化状況を作出した行為が死体の終局的処分行為とはいえない場合、以下のように遺棄該当性を検討する。

まず、「葬祭の準備又はその一過程の行為」といえるか検討する。死体がこん包された事例では、こん包の外形、置いた場所等を考慮する必要がある。「葬祭の準備又はその一過程の行為」といえる場合、遺棄にはあたらない。

「葬祭の準備又はその一過程の行為」とはいえない場合、直ちに遺棄にあたるわけではない。発見困難化状況を作出した際の死体の扱い方を考慮し、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえるのか検討する。丁重な扱いが認められる場合には、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」とはいえない。丁重な扱いが認められない場合は、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえる。

以上の判断方法によると、ベトナム人技能実習生死体遺棄事件の被告人の行為は、「葬祭の準備又はその一過程の行為」とはいえないが、丁重な扱いが認められるため、遺棄にあたらないと解する余地がある。最高裁は、習俗

⁵⁰ 松原・前掲注(8)207頁は、被告人は死体を丁重に扱っていると評価する。

⁵¹ 本件行為に隠匿による遺棄が認められないとしても、同状態でさらに長期間放置した場合には、不作為の遺棄が問題となる(嶋矢・前掲注(26)39頁)。

隠匿による死体遺棄について

上の埋葬等と相いれない処置といえるか否かという観点から、遺棄該当性を否定したが、「適時適切な埋葬時機を徒過するおそれを生じさせる行為に出た」といえるかという観点から、遺棄にあたらないと解することも可能である。

以上のとおり、終局的処分とはいえない事例では、死体の扱い方によって、隠匿による遺棄にあたるかどうか判断される。残された課題は、死者の扱いに関する判断を精査し、隠匿による遺棄の成立範囲を明確にすることである。この課題は、別稿で扱うことにしたい。